

平成29年度災害時におけるボランティア活動支援機能の強化事業補助金交付要綱

28生都地第1455号

平成29年4月7日

(目的)

第1 この要綱は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会に対し、東京ボランティア・市民活動センターの災害時におけるボランティア活動支援機能の強化事業に要する経費を補助することにより、都内における災害ボランティアセンターの開設・運営を担うボランティアコーディネーターの育成・確保を行うとともに、災害時のボランティア活動の環境整備を図る。

(補助の対象団体)

第2 この要綱に基づく補助の対象となる団体は、社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）とする。

2 東社協が、次のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3項に規定する暴力団員及び同条第4項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、東社協が行う災害時におけるボランティア活動支援機能の強化事業（災害時におけるボランティア活動支援機能の強化事業実施計画（別紙）に基づいて実施する事業をいう。）とする。ただし、この要綱によるもの以外の補助金等が当該事業に充当される場合は、当該事業は本要綱の補助の対象外とする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費とし、別表に掲げる管理費及び事業費とする。

(補助金の交付額)

第5 第4の経費区分に対応する補助額は、別表の第1欄に定める補助対象項目ごとに、第2欄に定める補助基準額を限度として定める額の合計額とし、予算の範囲内において補助する。

(補助金の交付時期等)

第6 この補助金は、東社協の事業計画及び事業執行状況に応じて交付するものとし、概算払とする。

2 交付時期は、原則として、四半期ごとの年4回とする。

(補助金の交付申請)

第7 東社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 平成29年度事業計画書及び収支予算書
- (2) 平成29年度事業執行計画書
- (3) 定款
- (4) 印鑑証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8 知事は、第7の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定書（別記第3号様式）により、東社協に通知する。

- 2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。
- 3 知事が必要と認めた場合には、東社協が第2-2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

第9 東社協は、第8の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第10 この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事はこの決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。
- 2 1により知事が、補助金の交付の決定を取り消す場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。

(補助金の請求)

第11 東社協は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、1の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(承認事項)

第12 東社協は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第 13 東社協は、第 12 の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書（別記第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第 14 知事は、第 13 の申請があったときは、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書（別記第 6 号様式）を交付し、承認しないことと決定したときは、通知書（別記第 7 号様式）によりその旨通知する。

(状況報告)

第 15 知事は、必要があると認めるときは、東社協に対し補助事業の実施状況に関する報告書の提出を求めることができる。

- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、東社協は、その理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第 16 知事は、第 15 の規定による報告又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定に基づく調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、東社協に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 東社協が 1 の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(補助事業の完了時期)

第 17 補助事業は、平成 30 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

(実績報告等)

第 18 東社協は、平成 29 年度終了後速やかに実績報告書（別記第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

また、第 3 に掲げる各事業については、事業ごとに事業実施状況及び経理状況を区分し、報告するものとする。

- 2 知事は、補助事業の実施状況について、必要があると認めたときは、別に定めるところにより報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 19 知事は、第 18 の規定による実績報告の審査、現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書（別記第 9 号様式）により、東社協に対し通知する。

(精算書の提出)

第 20 東社協は、第 19 の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに交付金額の計算の基礎を明らかにした精算書（別記第 10 号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 21 知事は、第 19 の規定による審査、現地調査等の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、東社協に対し当該補助事業につき、是正のための措置を採るべきことを命ずるものとする。

(決定の取消し)

第 22 知事は、補助金の交付決定を受けた東社協が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) その他、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又は東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「補助金交付規則」という。）に基づく命令に違反したとき。

2 1 の規定は、第 19 の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 23 知事は、第 22 の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 第 19 により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 24 東社協は、第 22 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金)

第 25 東社協は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 26 第 24 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、東社協の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 第 25 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 27 東社協が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 28 東社協は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 1 の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合は、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿等の整理保管)

第 29 東社協は、補助事業の実施に関する収入及び支出の状況を、他の経理と区分し明確に経理しなければならない。

2 東社協は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 30 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、補助金交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。